

豊見城市人事行政の運営等の状況（令和２年度版）

I 職員の任免及び職員数に関する状況

1 退職の状況（令和元年度）

（単位：人）

区 分	定年 退職	勸奨 退職	そ の 他					合 計
			普通 退職	分限 免職	懲戒 免職	失職	死亡 退職	
一般行政職等	3	0	4	—	—	—	—	7
保 健 職	1	0	—	—	—	—	—	1
消 防 職	1	0	—	—	—	—	—	1
技 能 労 務 職	0	0	—	—	—	—	—	0
企 業 職	0	0	—	—	—	—	—	0
合 計	5	0	4	—	—	—	—	9

（注） 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- （１）技能労務職 現業職給料表が適用される職員
- （２）企業職 豊見城市公営企業（水道事業）職員
- （３）定年退職 地方公務員法第２８条の２第１項の規定による退職
- （４）勸奨退職 任命権者が行う退職勸奨に応じた退職
- （５）普通退職 自己都合による退職
- （６）分限免職 地方公務員法第２８条第１項の規定による免職
- （７）懲戒免職 地方公務員法第２９条の規定による免職
- （８）失職 地方公務員法第２８条第４項の規定による失職

II 職員の競争試験及び選考の状況

1 採用試験の実施状況（令和元年度）

（１）採用試験受験者数及び最終合格者数

（一般競争試験）

試験区分	申込者数	受験者数	１次試験 合格者数	２次試験 合格者数	３次試験 合格者数	競争倍率 (倍)
行政職上級	65	49	16	12	9	5.4
行政職中級	21	14	5	4	3	4.6
行政職初級	24	20	7	5	3	6.6
行政職Ⅲ(身体障がい者)	2	1	0	0	0	0
公認心理士職	9	8	8	4	2	4
保育士・幼稚園教諭職	29	23	8	6	4	5.7
保健師職	33	27	9	4	1	27
管理栄養士職	53	43	19	5	2	21.5
土木職	8	6	1	0	0	0
建築職	6	4	0	0	0	0
消防職上級	19	15	5	3	1	15
消防職中級	13	9	3	3	2	4.5
消防職初級	10	7	1	0	0	0
消防職Ⅱ	23	15	5	3	2	7.5

(2) 採用試験の実施日程

試験 区分	試験 公告日	受付 期間	1次試験	1次試験 合格発表	2次試験	2次試験 合格発表	3次試験	3次試験 合格発表
一般	令和元年 8月1日	令和元年 8月1日 ～15日	令和元年 9月22日	令和元年 10月10日	令和元年 10月29日 10月31日 11月5日 11月9日	令和元年 11月19日	令和元年 11月28日	令和元年 12月6日

III 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

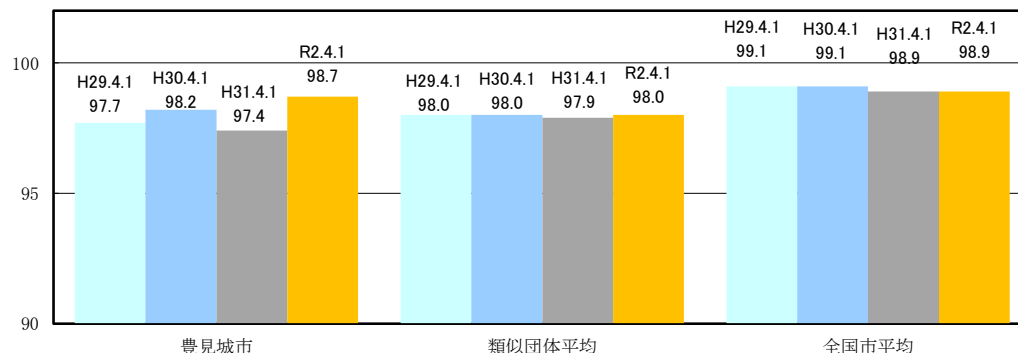
区 分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日現在)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
元年度	人 64,953	千円 27,140,824	千円 404,375	千円 3,167,000	% 11.7	% 11.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	人 385	千円 1,263,832	千円 251,865	千円 512,403	千円 2,028,100	千円 5,268	千円 6,000

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は平成31年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 （補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※令和2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

管理職を含む5級以上の職員数の増加により、ラスパイレス指数が上昇している。
 今後は管理職を含む5級以上の職員の割合を抑制することにより、改善を図る。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
元年度	円 —	円 —	円 (－) %	% —	% 0.09	% 0.09

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

※本市は人事委員会を設置していないため、勧告欄記載なし

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
元年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.45	月 4.45

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均 1.1% 引下げ、若年層については、据え置く。

高齢層については、最大で 4% 程度の引下げ。

激変緩和のため、3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

対象地域ではない。

③その他の見直し内容

—

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
豊見城市	38.6 歳	285,100 円	335,533 円	317,747 円
沖縄県	40.8 歳	311,021 円	374,312 円	342,207 円
国	43.2 歳	327,564 円	— 円	408,868 円
類似団体	42.3 歳	316,603 円	377,272 円	346,633 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	A/B
豊見城市	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うち学校給食調理員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うち保育所調理人	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
沖縄県	55.5 歳	218 人	348,993 円	399,840 円	376,924 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,319 人	287,283 円	—	328,862 円	—	—	—	—
類似団体	51.9 歳	22 人	312,578 円	339,824 円	328,606 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
豊見城市	— 円	— 円	—
うち学校給食調理員	— 円	— 円	—
うち保育所調理人	— 円	— 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成 29 年～令和元年の 3 ヶ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和 2 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

区 分		豊見城市	沖縄県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	182,200 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	150,600 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	147,900 円	147,900 円	—
	中 学 卒	139,900 円	139,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

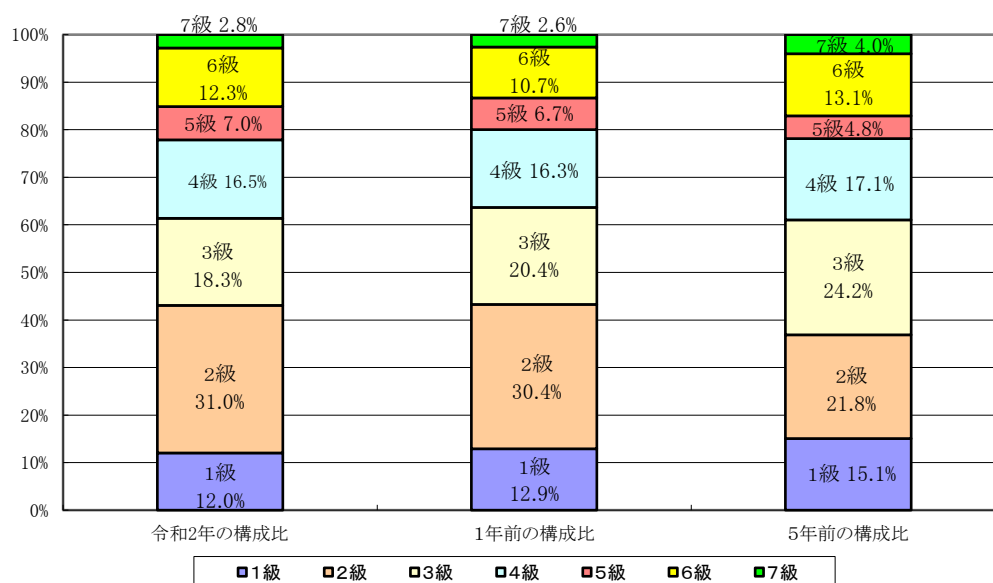
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	258,400 円	355,400 円	391,200 円	400,300 円
	高 校 卒	224,600 円	319,700 円	364,900 円	402,400 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

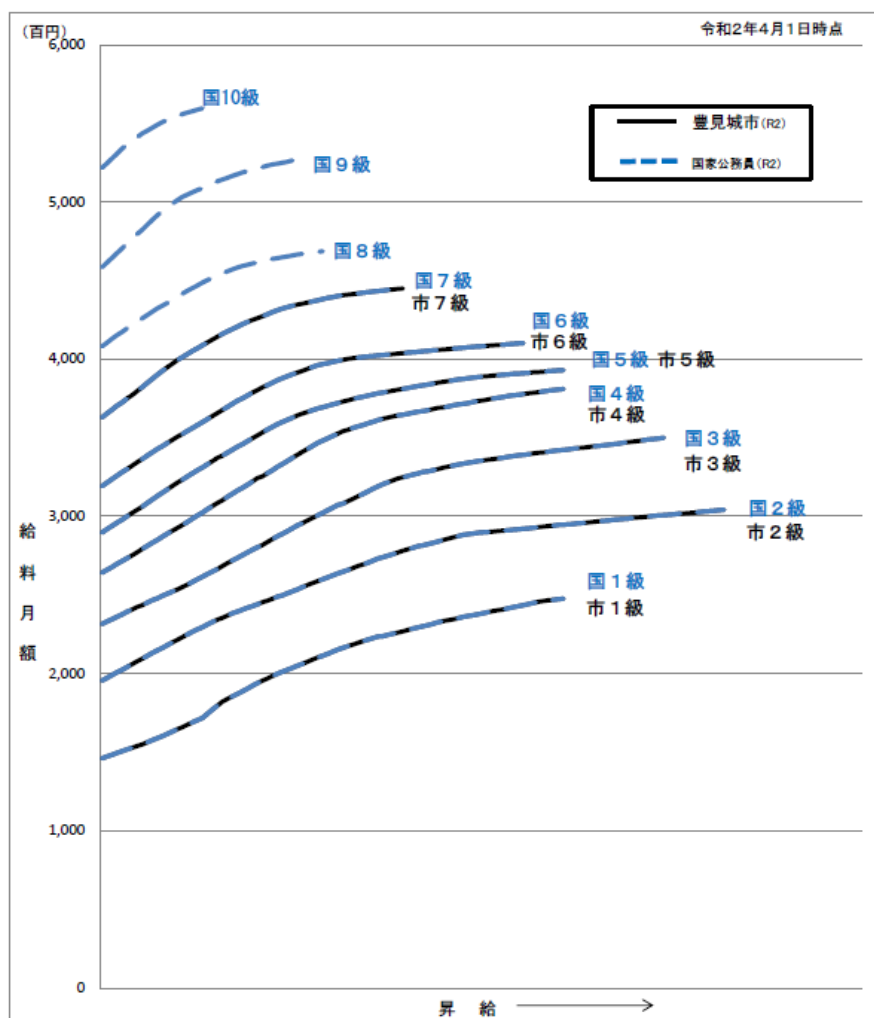
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	1 主事の職務又はこれに相当する職務 2 消防士の職務	34人	12.0%	146,100円	247,600円
2級	1 主任主事の職務又はこれに相当する職務 2 消防副土長の職務	88人	31.0%	195,500円	304,200円
3級	1 主査の職務又はこれに相当する職務 2 消防土長の職務	52人	18.3%	231,500円	350,000円
4級	1 班長若しくは主幹の職務又はこれらに相当する職務 2 消防司令補の職務	47人	16.5%	264,200円	381,000円
5級	1 困難な業務を処理する班長若しくは副参事の職務又はこれらに相当する職務 2 困難な業務を処理する消防司令補の職務	20人	7.0%	289,700円	393,000円
6級	1 課長若しくは参事の職務又はこれらに相当する職務 2 消防司令の職務	35人	12.3%	319,200円	410,200円
7級	1 部長若しくは参事監の職務又はこれらに相当する職務 2 消防司令長の職務	8人	2.8%	362,900円	444,900円
計		284人	100%		

(注) 1 豊見城市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日現在）

12-3 国との給料表カーブ比較(行政職(一))



(3) 昇給への人事評価の活用状況（豊見城市）

昇給の人事評価の活用状況（盛岡市）

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

豊見城市	沖縄県	国
1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,358千円	1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,512千円	1人当たり平均支給額（令和元年度） － 千円
(令和元年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有（職務の級により5～15%の加算）	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%まで 管理職加算10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%まで 管理職加算10～25%まで

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（豊見城市）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

豊見城市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 11,606 千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		3,616 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		35 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）		27.0 %		
手当の種類（手当数）		5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（30年度決算）	左記職員に対する支給単価
徴税手当	納税課職員、国民健康保険税の徴税を担当する職員	市税の徴収、差押え、滞納処分等に係る業務	920千円	市税徴収 日額200円 滞納差押 1件300円 換価処分 1件400円
風水災害勤務手当	全職員	風水災害において特に勤務を命ぜられたとき	893千円	1時間 700円
消防、救急及び救助業務手当	消防職員	消防、救急及び救助業務に従事したとき	1,803千円	日額 200円
緊急消防援助隊手当	消防職員	緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村にて消防の応援又は支援に従事した職員。	—	日額 3,000円
防疫作業手当	生活環境課職員、農林水産課職員	感染症防疫作業及び家畜伝染病防疫作業に従事したとき	—	日額 1,000円
行旅死亡人等取扱手当	社会福祉課	行旅病人又は行旅死亡人を取り扱ったとき	—	1回につき2,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	73,904 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	217 千円
支給実績（平成30年度決算）	72,452 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	217 千円

(5) その他の手当（令和2年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和元年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）
扶 養 手 当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 特定期間の加算 5,000円	同じ	—	61,077 千円	282,764 円
住 居 手 当	借家（限度額） 28,000円	同じ	—	58,206 千円	316,337 円
通 勤 手 当	通勤距離が2km以上	同じ	—	8,633 千円	39,601 円
管理職手当	部長・参事監 53,388 円 課長・参事 41,020 円	—	—	22,988 千円	522,455 円
休日勤務手当		同じ	—	19,610 千円	435,778 円

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給料	市長	830,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額
			1,000,000 円／454,500 円
報酬	副市長	684,000 円	802,000 円／585,000 円
	議長	442,000 円 (－) 円	550,000 円／347,900 円
	副議長	395,000 円 (－) 円	500,000 円／285,100 円
	議員	371,000 円 (－) 円	470,000 円／268,200 円
期末手当	市長	(令和元年度支給割合)	
	副市長	3.30 月分	
	議長	(令和元年度支給割合)	
	副議長 議員	3.30 月分	
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市長	830,000 円×在職年数×500／100	16,600,000 円 任期毎
	副市長	684,000 円×在職年数×300／100	8,208,000 円 任期毎
	備考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

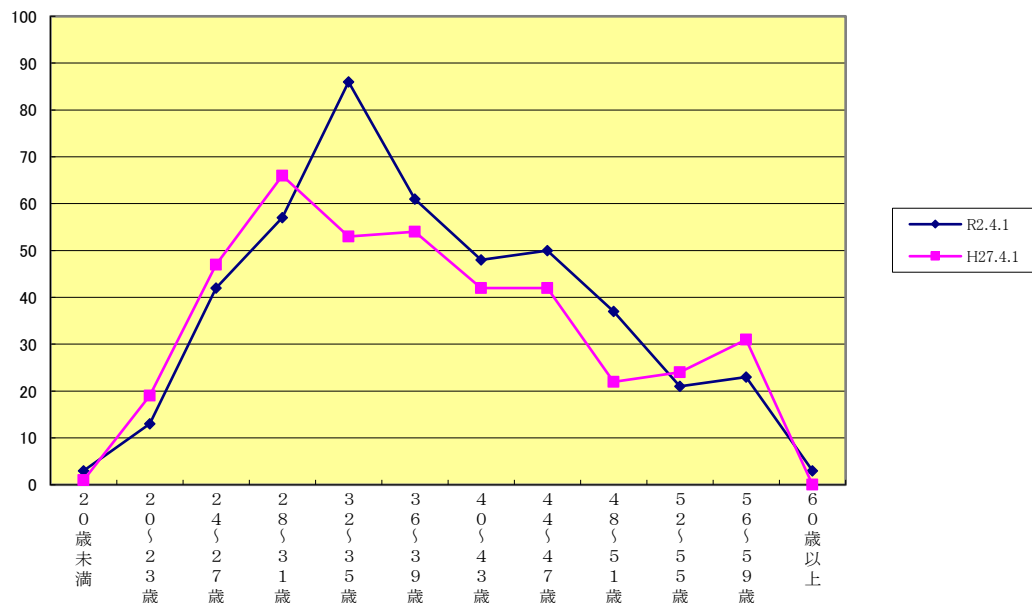
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (令和2年4月1日現在)

区 分 部 門			職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和 元年度	令和 2年度		
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	
		総務企画	79	80	1	広報部門強化による増
		税務	25	24	▲1	体制見直しに伴う減
		民生	101	112	11	特定健診部門強化に伴う増、子ども支援関係業務体制強化による増、保育・こども園体制強化による増等
		衛生	19	13	▲6	母子保健関係が民生関係へ移行に伴う減
		労働	0	1	1	シルバー人材センター強化による増
		農林水産	11	12	1	農業委員会部門強化による増
		商工	6	7	1	観光協会強化による増
		土木	41	43	2	都市計画部門、公園管理部門強化による増
		計	287	297	10	<参考> 人口1万当たりの職員数 45.76 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数61.67人)
	教育部門	41	44	3	教育委員会、公民館・図書館部門強化による増	
	消防部門	57	61	4	消防体制強化による増	
	小 計	385	402	17	<参考> 人口1万当たりの職員数 61.94 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数82.72人)	
公営企業等会計部門	水道	14	15	1	上下水道部門強化による増	
	下水道	9	9	0		
	その他	15	18	3	国保事業部門強化による増	
	小 計	38	42	4		
合 計			423 [432]	444 [458]	21 [26]	<参考> 人口1万当たりの職員数 68.41 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	13人	42人	57人	86人	61人	48人	50人	37人	21人	23人	3人	444人

(3) 職員の推移

(単位：人・%)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	244	250	251	257	272	279	35(14.3%)
教育	60	61	64	64	56	62	2(3.3%)
消防	58	58	58	58	57	61	3(5.2%)
普通会計計	362	369	373	379	385	402	40(11.0%)
公営企業等会計計	39	39	39	39	38	42	3(7.7%)
総合計	401	408	412	418	423	444	43(10.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 元年度	千円 1,298,588	千円 269,556	千円 95,299	% 7.3	% 7.1

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 元年度	18人	千円 68,243	千円 8,046	千円 19,010	千円 95,299	千円 5,294

(参考) 市町村平均一人当 たり給与費
千円 6,165

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項
特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
豊見城市	44.8歳	315,942円	441,059円
団体平均	44.2歳	339,529円	512,723円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

豊見城市	市町村（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,056千円	1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,522千円
（令和元年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 （－）月分 （－）月分	（令和元年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 － 月分 － 月分 （－）月分 （－）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有（職務の級により5～15%の加算）	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和２年４月１日現在）

豊見城市	市町村（一般行政職・団体平均等）
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 0 千円	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 － 月分 － 月分 勤続25年 － 月分 － 月分 勤続35年 － 月分 － 月分 最高限度額 － 月分 － 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 1人当たり平均支給額 8,861 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（令和２年４月１日現在）

支給実績（令和元年度決算）	98 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	20 千円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）	27.8 %			
手当の種類（手当数）	2種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（元年度決算）	左記職員に対する支給単価
風水災害勤務手当	全職員	風水災害において特に勤務を命ぜられたとき	38千円	1時間 700円
水道技術管理者手当	水道技術管理者の勤務を命ぜられた職員	水道技術管理者の勤務を命ぜられたとき	60千円	月額 5,000円

エ 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	856 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	57 千円
支給実績（平成30年度決算）	1,550 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	129 千円

オ その他の手当（令和２年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員１人当 り平均支給年額 (元年度決算)
扶 養 手 当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 特定期間の加算 5,000円	同じ	—	2,886千円	160,333 円
住 居 手 当	借家（限度額） 28,000円	同じ	—	2,184 千円	121,333 円
通 勤 手 当	通勤距離が 2 km以上	同じ	—	360 千円	19,980 円
管理職手当	部長 53,388円 課長 41,020円	—	—	1,625 千円	541,712 円

(2) 下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 元年度	千円 926,930	千円 47,406	千円 25,948	% 2.7	% —

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 元年度	5人	千円 16,429	千円 5,145	千円 4,374	千円 25,948	千円 5,189

(参考) 市町村平均一人当 り給与費
千円 6,134

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和２年３月３１日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和２年４月１日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
豊見城市	38.7歳	273,810円	419,873円
団体平均	43.0歳	337,655円	510,496円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

豊見城市	市町村（一般行政職・団体平均等）
１人当たり平均支給額（令和元年度） 1,310千円	１人当たり平均支給額（令和元年度） 1,519千円
(令和元年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 (－) 月分 (－) 月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 － 月分 － 月分 (－) 月分 (－) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有（職務の級により5～15%の加算）	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和２年４月１日現在）

豊見城市			市町村（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	－ 月分	－ 月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	－ 月分	－ 月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	－ 月分	－ 月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	－ 月分	－ 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置		
1人当たり平均支給額 0 千円			1人当たり平均支給額 6,926 千円		

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（令和２年４月１日現在）

支給実績（令和元年度決算）		25 千円		
支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		5 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）		100 %		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（元年度決算）	左記職員に対する支給単価
風水災害勤務手当	全職員	風水災害において特に勤務を命ぜられたとき	26千円	1時間 700円

エ 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	312 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	62 千円
支給実績（平成30年度決算）	－ 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（30年度決算）	－ 千円

オ その他の手当（令和２年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（元年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（元年度決算）
扶 養 手 当	配偶者 6,500円	同じ	－	1,236 千円	247,200 円
	子 10,000円				
	その他 6,500円				
	特定期間の加算 5,000円				
住 居 手 当	借家（限度額） 28,000円	同じ	－	552 千円	110,400 円
通 勤 手 当	通勤距離が2km以上	同じ	－	74 千円	14,880 円
管理職手当	部長 53,388円 課長 41,020円	－	－	0 千円	0 円

IV 職員の勤務時間・その他勤務条件の状況

1 職員の勤務時間の状況（令和２年４月１日）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始 業	終 業	休憩時間	週 休 日
３８時間４５分	午前８時３０分	午後５時１５分	午後零時から 午後１時まで	日曜日及び土曜日

（注）１ 「１週間の勤務時間」は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第６項の規定に基づき条例で定めた職員の勤務時間である。

２ 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日の午前８時３０分から午後５時１５分の時間帯（それに準じた時間帯）に勤務時間が割振られている職員の勤務時間である。

2 年次休暇の状況（令和元年度）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	一人当たり 平均使用日数
15,743日	4,966.1日	414人	11.9日

- (注) 1 「全期間在職職員数」は、当該年度の全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、分限休職の事由がある職員並びに派遣職員を除く。
- 2 「総付与日数」は、当該年度の4月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の合計である。
- 3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

V 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況（令和元年度）

（単位：件）

処 分 事 由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	7	7
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			0	0
職員の分限に関する手続き及び効果に関する 条例第1条の2による場合	第27条第2項			0	0
地方公務員法第28条第4項により失職した者					0
職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例第5条により失職しなかった者					0
合 計		0	0	7	7

- (注) 1 職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例（昭和47年豊見城村条例第28号）に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。
- 2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。
- 3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

2 懲戒処分の状況（令和元年度）

（単位：件）

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	0	2	0	2
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
合 計		0	0	2	0	2

- (注) 1 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上している。
- 2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

VI 職員の服務の状況

1 営利企業等の従事許可の状況（令和元年度）

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	— 件	— 件

(注) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況である。

Ⅶ 職員の研修状況

1 研修の状況（令和元年度）

研 修 名			人数	期間
派遣研修	県内	沖縄県自治研修所派遣研修	105人	1日～3日
		自治体職員政策形成セミナー	0人	
	県外	市町村アカデミー等研修	13人	3日～11日
一般研修			14人	
			175人	
			22人	
			16人	

Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 職員の福利厚生

（１）職員の共済制度は、沖縄県市町村職員共済組合及び公立学校共済組合沖縄県支部にて、傷病、出産、休業、障害、災害等に対し短期給付事業・長期給付事業・福祉事業を実施している。

（２）本市は、職員の福利厚生を実施するために『豊見城市職員厚生会』を設置している。この会の事業運営は職員の掛金のみで実施されている。また、県内市町村、一部事務組合で構成される沖縄県市町村職員互助会へ加入し、福利厚生事業の充実を図っている。

沖縄県市町村職員互助会に対する公費負担状況等（令和元年度）

互助会に対する 公費負担額 (単位：千円) 【A】	会員掛金総額 (単位：千円) 【B】	互助会会員数 (単位：人) 【C】	会員一人当たりの公費の 補助金額（単位：円） 【A】÷【C】	公費負担率（単位：％） $\frac{【A】}{【A+B】}$
7,291	14,582	426	17,115	33.3

2 職員健康診断等の実施状況（令和元年度）

区分	内 容	対象者	受診者
職員健康診断	一般健診	全職員	229人

3 職員健康相談の実施状況

区 分	内 容
産業医による健康相談等	希望者がいたら面談を随時実施

4 公務災害補償の状況

(1) 公務災害（令和元年度）

前年度末現在 未処理件数	受 理 件 数	認 定 件 数		取下件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
0	3	2	0	0	1

(注) 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）に基づく職員の公務災害補償の状況である（②において同じ。）。

(2) 通勤災害（令和元年度）

前年度末現在 未処理件数	受 理 件 数	認 定 件 数		取下件数	年度末 未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
0	0	0	0	0	0